

## 前文

釧路市は、原始の様相を今に伝える釧路湿原、母なる釧路川、特別天然記念物のマリモが生育する阿寒湖をはじめとする大小の湖沼、広大な森林などの厳しくも豊かな自然の恵みのもと、その自然と共生してきたアイヌの人たちや開拓のために移り住んだ人たちなどの長年の労苦と努力によって、東北海道の中核都市へと発展を遂げてきました。

私たち釧路市民は、「広野に丹頂が舞い、夕焼けが太平洋を染める釧路の市民です」とうたい出され、「生産都市を誇りとして、健康で明るく、豊かで文化の香り高いまち」を築くことを目指した釧路市民憲章を胸に、あすの釧路市がより輝くよう、次世代に引き継いでいく責任があります。

私たちは、皆で築き上げてきた歴史を誇りとして、まちづくりの主体としての役割を果たしていかなければなりません。

ともに考え、互いに認め合い、力を合わせてまちづくりに取り組み続けることで、人と人との絆(きずな)や支え合う心をより確かなものにし、喜びとやりがいを感じながら、安全で安心な心豊かに暮らせるまち釧路を築いていくために、まちづくりの規範として、この条例を制定します。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、本市のまちづくりに関し、基本理念及び基本原則を定め、並びに市民の権利及び責務並びに市の責務を明らかにするとともに、まちづくりの基本的事項を定めることにより、市民を主体とするまちづくりの実現を図ることを目的とする。

### (この条例の位置付け)

第2条 この条例は、本市のまちづくりの基本であり、市民及び市は、まちづくりの推進に当たり、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければならない。

2 市は、総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本的な構想及び計画(以下「基本構想等」という。)その他のまちづくりに関する計画の策定及び変更並びにまちづくりに関する条例、規則等の制定及び改廃に当たっては、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。

### (定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 住民 市内に住所を有する者をいう。
- 2 市民 住民又は市内で働き、若しくは学ぶ者若しくは事業者(市内で事業活動その他の活動を行う者又は団体をいう。以下同じ。)をいう。
- 3 市 議会及び市長その他の執行機関(以下「市長等」という。)をいう。
- 4 まちづくり 釧路市における公共の福祉の増進を目的とする全ての活動をいう。
- 5 市政 まちづくりのうち、市が担うものをいう。
- 6 協働 市民及び市がまちづくりにおけるそれぞれの責務を果たしながら、協力し合うことをいう。
- 7 コミュニティ 町内会をはじめとする居住等の地域によって形成された市民の集まり及び共通の目的、関心等によって形成された市民の集まりであって、まちづくりを行うものをいう。

### (基本理念)

第4条 まちづくりの主体は、市民であることを基本とする。

2 市政は、市民の信任に基づき行われるものであることを基本とする。

### (基本原則)

第5条 市民及び市は、次に掲げる基本原則

10月1日に「釧路市まちづくり基本条例」が施行されます。

これまで、この条例については、広報くしろ5月号から9月号までのシリーズ「お知らせします!まちづくり基本条例」で特集し、重要なポイント等について紹介してきました。今回は、条例の全文を掲載します。

問合せ先 市役所都市経営課企画担当 (☎31-4502)

# 基本条例

## 第2章 権利及び責務

### (市民の権利)

- 第6条 市民は、まちづくりに参加することができる。
- 2 市民は、市政に関する情報について、公開又は提供を求めることができる。
  - 3 市民は、まちづくりへの参加又は不参加を理由に不利益を受けない。

### (市民の責務)

- 第7条 市民は、まちづくりの主体であることを認識するとともに、まちづくりに参加するよう努めなければならない。
- 2 市民は、まちづくりに参加するに当たっては、自らの発言と行動に責任を持つものとする。

### (事業者の責務)

第8条 事業者は、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

### (市長の責務)

- 第9条 市長は、選挙によって選ばれた本市の代表者として、公正かつ誠実に行政運営を行わなければならない。
- 2 市長は、市民の意思を把握し、市政に反映させるよう努めなければならない。
  - 3 市長は、市職員を適切に指揮監督するとともに、市政の課題に的確に対応できる人材の育成に努め、効率的かつ効果的に組織運営を行わなければならない。

4 市長は、市政において、人種、宗教、信条、性別、社会的身分、障がいの有無、経済

状況等によって市民が不当に不利益を受けないようにしなければならない。

### (市職員の責務)

- 第10条 市職員は、全体の奉仕者として公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。
- 2 市職員は、職務の遂行に必要な能力の向上に努めなければならない。

### (議会及び議員の責務)

- 第11条 議会は、本市の意思決定機関並びに市長等の監視及び評価機関として、公正かつ透明で市民に分かりやすい開かれた議会運営に努めなければならない。
- 2 議員は、市政全般に関する課題、市民の意見等を的確に把握し、市政に反映させるよう努めなければならない。

## 第3章 コミュニティ

### (コミュニティ)

- 第12条 市民及び市は、コミュニティの重要性を認識し、コミュニティを守り、育てるよう努めなければならない。
- 2 市民は、自らが地域社会の一員であることを認識し、自主的にコミュニティに参加することを通じて、まちづくりに主体的に取り組むよう努めなければならない。
  - 3 市は、コミュニティの自主性及び自律性を尊重しながら、その活動を支援するよう努めなければならない。

